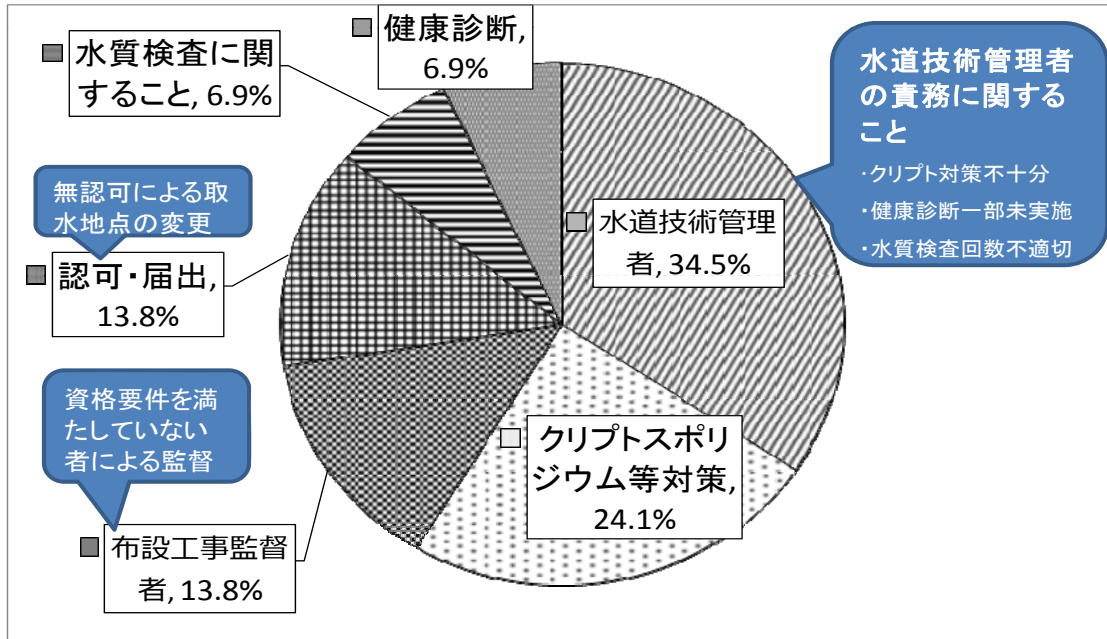


2-(3)水道事業者等への指導監督について

水道法39条に基づく立入検査結果の概要 (平成21年度)

検査対象は厚生労働大臣認可の水道事業者・水道用水供給事業者。
数字は検査において法令不適合事項が認められ、文書指摘による改善指導を行った割合。
平成21年度は51事業者へ検査を実施し、14事業者へ対し合計29件の文書指摘を行った。



水質検査の信頼性確保に関する取組について

水道事業者等にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することが最も基本的な責務であり、状況に即応した水質の管理が不可欠

検査義務

- 「水道事業者等は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。」
- 「水道事業者等は、自らが必要な検査施設を設けるか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けたもの(登録検査機関)に委託すること」

登録検査機関制度

- 昭和52年水道法改正で水質検査委託制度導入(当時は地方公共団体の機関又は指定検査機関(公益法人に限定))
- 平成10年から、指定検査機関に営利法人参入が可能に。
- 水質検査機関の登録制度は、平成15年の水道法改正より導入。
- 平成21年度末で、登録検査機関数:218機関、年々増加。
- 一方で、水質検査の信頼性を低下させる不正行為も発覚。

前回部会(平成22年2月2日)において、水質検査料金の行き過ぎた価格競争や登録検査機関の水質検査の信頼性に関して議論に



「水質検査の信頼性を確保に関する取組検討会」を5月から開催し、パブリックコメントを経て11月に報告をとりまとめ

水道事業体の水質検査の委託に関する課題

登録検査機関に委託する水道事業者を対象に、精度管理や検査内容の確認状況、契約形態、緊急時の水質検査、委託料金等について調査結果から以下の課題が判明。

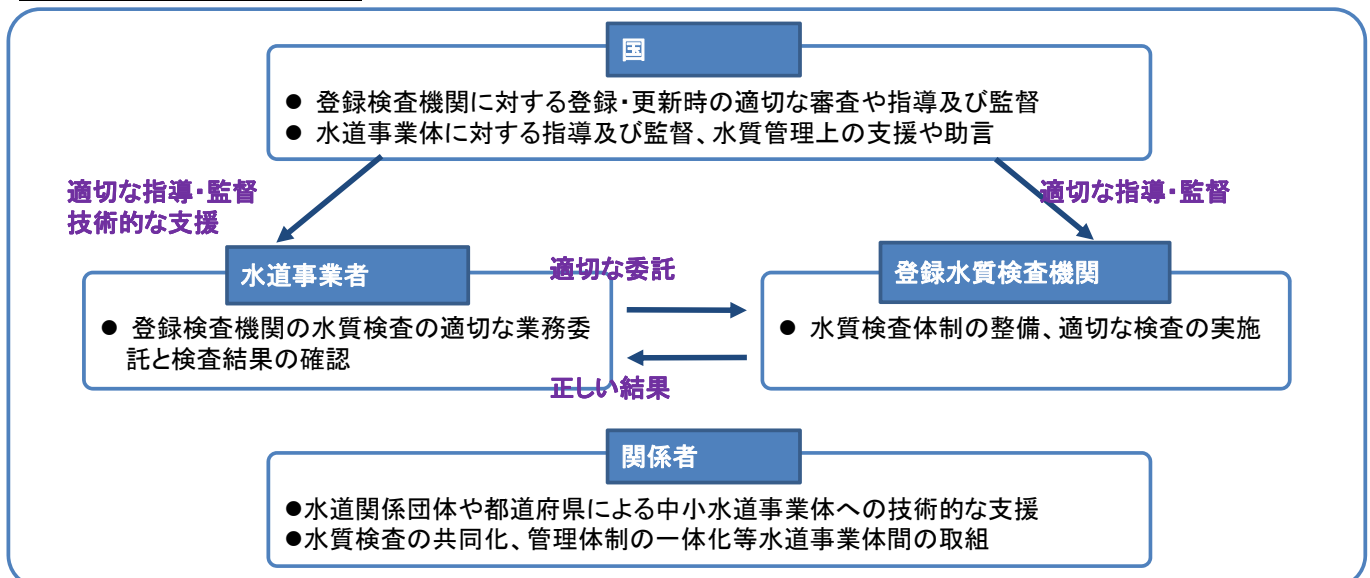
- 登録検査機関の主な選定理由として、価格面や立地面を重視。水道GLP等を取得した信頼性が高い登録検査機関を選定する水道事業者は少ない。
- 登録検査機関以外の施設保守管理会社や水質分析機関等に委託する事例等契約形態が適切ではない。
- 水質検査の結果の確認について、水質分析の成績書の提出だけを求め水質検査の内容自体を把握していない。
- 登録検査機関の選定や委託後において精度管理の状況を把握していない。
- 水質検査の委託契約の中で、緊急時の水質検査の取り決めがない。
- 委託費用について、水質検査の実施に必要なコストを見込むことが困難な程の低廉な価格で業務を委託している。

水質検査の信頼性確保に向けた関係者が取り組むべき姿勢

基本的なスタンス

- 水道事業者等は、水質検査を自ら実施する場合も、委託する場合も、水質検査の結果に責任。
- 水道事業者等は、原水の水質汚染や水道施設の事故等が発生した場合にも水質検査を含めた水質管理体制の確保が不可欠。
- 水道事業者等が登録検査機関に委託する増加する状況にあることを踏まえ、水質検査の信頼性を確保するための関係者が一体となって取組が必要。

関係者が取り組むべき姿勢



今後の国の取組について

検討会報告を受けて、水質検査の信頼性を確保するため、水道法施行規則の改正や通知等により、以下の具体的措置を講じる。

水道事業者等の委託	<ul style="list-style-type: none">● 規則改正等による適切な委託の確保（書面契約、適切な委託料、迅速な検査、検査内容確認、臨時検査の実施等）● 通知による適切な業務発注の確保（適切な特記仕様書や費用積算、精度管理状況の把握、低入札価格調査等の活用、落札業者の積算確認）● 日本水道協会等と連携した入札条件例、特記仕様書例、チェックリスト、標準歩掛りの作成・配布及び研修事業の実施
登録検査機関の水質検査	<ul style="list-style-type: none">● 規則改正等による水質検査の適正化（検査法告示や標準作業書による検査実施、再委託禁止、試料採取や運搬方法の明示）● 検査法告示に定めるべき要素の技術的な検討（試験開始迄の時間、検量線濃度範囲・点数、空試験実施、標準試料の差し込み分析等）● 規則改正等による登録申請時や更新時の審査の充実（検査区域、業務規程の検査料金・受託上限、保存書類（検査結果の根拠書類、検査工程毎の時刻等）の追加、受託実績）
国が実施する調査	<ul style="list-style-type: none">● 登録検査機関への日常業務確認調査の技術的な検討（調査方法、調査対象機関及び調査結果の評価）● 外部精度管理調査の見直しの技術的な検討（是正措置の不十分な機関を明確にする階層化評価）

今後の水質基準等見直しについて

厚生労働科学研究や食品安全委員会答申、WHOの動向など、新たな科学的知見に基づき、検討しているところ

H22.12 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議

（水質基準項目）

トリクロロエチレン (0.03mg/l)	■ 食安委評価や水道水寄与率(70%)から、 現行評価値を0.01mg/lに強化 。薬品基準、資機材・給水装置の材質（浸出性）についても、基準を強化。
-------------------------	--

（水質管理目標設定項目）

トルエン(0.2mg/l)	■ 食品安全委評価結果から、現行評価値を 0.4mg/lに変更 。
農薬類	■ 食品安全委答申を踏まえた目標値の変更（ペンシクロン、メタラキシル、ブタミホス、プレチラクロール）

（要検討項目）

過塩素酸	■ JECFAに示された暫定最大1日耐用摂取量を用いて、 評価値を25μg/Lに設定 。
------	---